令和7年3月28日(金) 午前10時~ 区役所8階 特別会議室

第5回 足立区パラスポーツ推進協議会 次第

1 スポーツ施設についてのご意見の報告

(1) プール利用に関する事項

資料2 (1ページ)

(2)トイレの照明に関する事項

資料2 (2ページ)

2 令和6年度パラスポーツミーティングの実施結果の報告と意見交換

(1) 実施結果の報告

資料5

(2) 意見交換

3 前回協議事項の確認

(1) 各事業詳細の新規事業に対する委員の発言要旨

資料3

4 アクションプランの「各事業詳細の新規事業」の設定

(1) 事務局案の提示

ア 各活動主体間の情報共有手段の構築と運用

|資料 4(15・16ページ)

イ 既存施設へのユニバーサルデザイン導入

資料4(17・18ページ)

ウ 障がい者に理解のある サークル等の区ホームページでの紹介

|資料4(19・20ページ)

エ 障がいのある方への移動サポート制度

資料4(23・24ページ)

5 その他

直近開催予定のイベント紹介

ア 全国スペシャルトランポリン交流大会

イ スペシャルクライフコートフェスティバル

6 次回日程について

足立区パラスポーツ推進協議会 委員名簿 (令和6年4月1日)

	区分	氏名	所属・役職
1		盆子原 秀 三	SBC東京医療大学 教授
2	· 	藤後悦子	東京未来大学 教授
3	学識委員	植松隼人	サインフットボールしながわ スクール代表
4		安 岡 由 恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会 国際部ムーブメント推進課長
5		飯ケ谷 美 惠	総合型地域クラブ興本倶楽部クラブマネジャー
6		鵜 沢 勝	ADISC 代表
7		加藤仁志	足立区ろう者協会 会長
8		蔵 津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
9		桑原芳枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
10		小金井 寛	総合型地域クラブKITクラブ21 会長
11		齋 藤 安 江	NPO法人つばさの会 理事長
12		佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
13	明庆中人	鈴木常義	東京都立足立特別支援学校 校長
14	関係団体 (五十音 順)	照井智幸	社会福祉法人あいのわ福祉会神明障がい福祉施設 総合施設長
15		戸 部 明 男	足立区視力障害者福祉協会 会長
16		中島進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
17		中村一昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
18		中 山 小夜子	公益財団法人足立区スポーツ協会 副会長
19		西 方 雅 良	総合型地域クラブNACKクラブ クラブマネジャー
20		羽住敏久	足立区スポーツ推進委員会 会長
21		原 則子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ (サウンドテーブルテニス)部長
22		永島崇子	東京都立花畑学園 校長
23		森 澤 美 穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
24		依 田 保	地域のちから推進部長
25	区職員	千ヶ崎 嘉 彦	福祉部長
26		馬 場 優 子	衛生部長

スポーツ施設についてのご意見と報告

1 プール利用に関する事項

【ご意見の要旨】

プールにおむつが取れない子が全く入れなくて、多少おむつが取れていない人も入れるようなプールがあるといい

【検討の結果】

足立区のプールでおむつが取れていない方の利用は致しかねます。

プールの利用は、東京都障害者総合スポーツセンターの利用条件を了承した上で、同センターを利用することが適しているかと思われます。

【検討の詳細】

- 1 おむつをしている方のプール利用について、現在は衛生管理上認めていない。年2回 実施しているプールの水の入れ替え時の作業前に限定的に利用が可能かについて検討 を行った。
 - (1) プールの休業日を短くするために、営業開始日から逆算して工程を組んでおり、休業日前日の営業終了後から水を抜き始めている。そのため、休業日初日の午前中に開放することは時間的に無理である。
 - (2) 水抜き、水張りは、近隣に迷惑がかからないように時間をかけて行っている。
- 2 東京都障害者総合スポーツセンターにプール利用について確認した。
 - (1) おむつをしたままの利用は不可。子供用の水遊び用のおむつについて、メーカー に確認したところ「泳ぐには適していない。あくまでも水遊び用です。」との回答が あったので、これも認めていない。
 - (2) 障害の特性で排尿等のコントロールがうまくできない方の場合は、介助者が一緒にプールに入っていただき、トイレへの誘導を行ってもらっている。
 - (4) 便をしてしまった場合の対応
 - ① 利用者全員をプールから出す。新規の入場もストップ。
 - ② 監視員が便をすくいとる作業を行う。
 - ③ プールに水を注入し、プールの水を溢れさせてプールサイドから排水し、プールの底から循環したキレイな水を取り込む。
 - ④ プールサイド等の消毒を行う。
 - ⑤ 作業が終わってから利用を再開する。(1時間程度かかる場合あり)
 - (5) プールの利用者は一般開放しているが、障がい者のみで健常者はいない。

2 トイレの照明に関する事項

【ご意見の要旨】

総合スポーツセンターのトイレが節電で、照明がいつも消されている。ロービジョンの人は明るいと見えるのですけれども、暗いと見えなくなってしまう。照明のスイッチもどこにあるか分からなくて、トイレがなかなか使用しづらいという意見が出ています。

【区の対応】

視覚障がい者の方が総合スポーツセンター2階フロアを利用する際には、2階のトイレと付近の廊下の照明は、施設職員が点灯することとしました。

【総合スポーツセンターの状況】

- (1) 1階フロアと3階フロアは利用者が多いため、1階と3階のトイレは開館から閉館まで常時点灯していた。
- (2) 2階フロアは1階と3階に比べて利用者がやや少ないため、2階のトイレと付近の廊下の照明は、利用者の方に点灯していただいていた。

第4回 パラスポーツ推進協議会 発言の要旨

1 各活動主体別の情報連絡体制の構築(新規)

- (1) 障がい者の家族のグループがあると思うが連絡先が分からない。把握できていない。
- (2) 現場で活動することが大事。スポーツを通して人と人が近づくことができる。
- (3) 地域活動が大事だが内容を伝えられていない。情報収集も大事だが発信が必要。
- (4) 学園祭などを、広報活動の場に使ってもらえると思う。

2 既存施設へのユニバーサルデザイン導入(改修時もしくは随時)(新規)

- (1) クライフコートが夏非常に暑い。日陰が少しでもあれば避難できる。
- (2) 総スポは段差が多い。また、総スポに行けない人がいる。
- (3) 弱視の方にとっては、トイレが暗い。人感センサーなどで工夫してほしい。
- (4) おむつが取れない人でもプールに入れるとよい。

3 障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介(新規)

- (1)年齢に応じて情報の拾い方が違う。若い人の情報収集の方法は youtube や Tiktok が中心でチラシは見ない。
- (2) 障がい者がどのように情報収集しているかを意識して、ホームページを作るのがよい。

4 障がいのある方への移動サポート制度(協議会で検討)

- (1) 移動支援制度は限界がある。大学生のボランティア活動を授業の単位に組み込めるか。
- (2) 大学生は忙しく時間が無い。責任をもってやるためには、定期的に行う必要がある。
- (3) ガイドヘルパーが足りていない。利用時間が余っていてもサービスが使えない。
- (4) 手話通訳も足りていない。趣味の場合は自費でお願いしなければならない。

5 その他

- (1) 区のお祭りでパラスポーツ体験をやってもいい。たくさんの人がくる。そういうところで横の繋がりができることもある。
- (2)「だれでも参加」と言いながら、重度の方が参加できないことがあるので意識してほ しい。
- (3) 医療機関や保健機関の関係者と連携が取れたらよいと思う。



足立区パラスポーツアクションプラン (**案**)

足立区 地域のちから推進部 生涯学習支援室 スポーツ振興課 【令和7年3月作成】

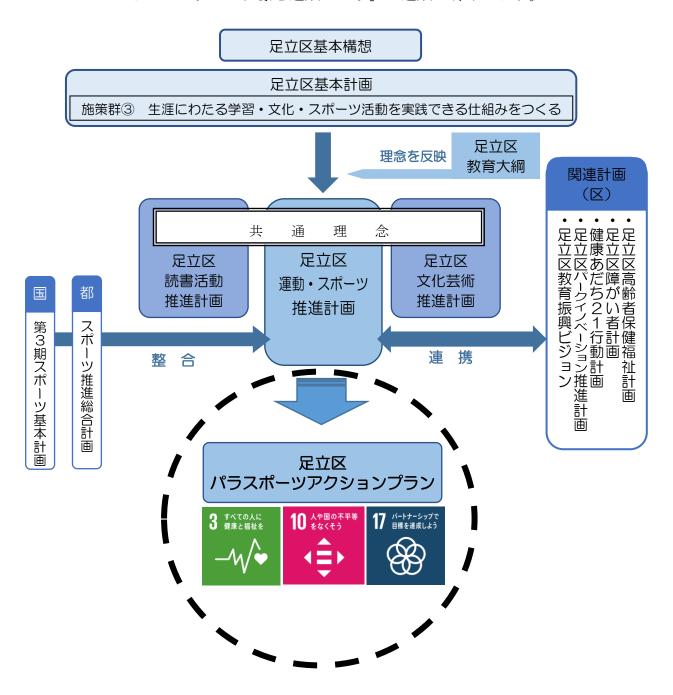
<u>目次(案)</u>

弗	「早 アクションフランの考え方	
1	位置づけ	1
2	パラスポーツの定義	2
3	目指す将来の姿	2
4	計画期間	• • • 3
5	進捗管理と見直し	• • • 3
6	5 推進体制	• • • 4
第	2章 現状と課題	
1	これまでと現在の取り組み	7
2	課題と要因	8
第	3章 施策展開	
1	施策体系	9
2	2. 各施策	• • 1 1
3	各事業詳細 <u>【第5回協議会 協議事項】</u>	• • 15
第	4章 資料編	
1	関係法令	
2	関連する国の動向	
3	区のスポーツ施設	
4	・アクションプラン策定の経緯	
5	アクションプラン策定に向けての調査事項	
6	5 用語解説	

1 位置づけ

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的に取り組んでいきます。

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、「足立区基本計画」に示した SDG s 17 の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。



2 パラスポーツの定義

本アクションプランでは、パラスポーツを下記のとおり定義します。

- (1) 一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ
- (2) 障がいのある人のために考案されたスポーツ
- (3) 障がいの有無に関わらず共に楽しめるスポーツ

(障がいのある人もない人も共に実践して楽しめるスポーツとして発展していく可能性を秘めているスポーツ)

(出典:公益財団法人日本パラスポーツ協会「2030年ビジョン」)

【参考】

競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。(出典:文部科学省 第3期スポーツ基本計画)

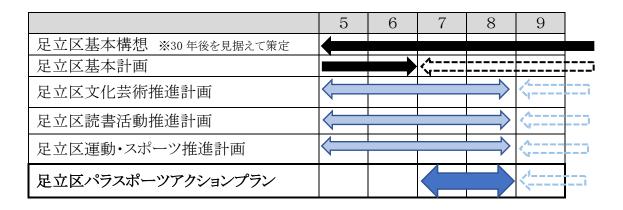
3 目指す将来の姿

パラスポーツアクションプランの実践により、以下の目標が達成されている共生社 会の実現をめざします。

- (1) 誰もがパラスポーツを楽しんでいる。
- (2) パラスポーツを行う場が整っている。
- (3) パラスポーツを支援する人材が確保されている。
- (4)様々な主体が連携し、パラスポーツ活動を推進している。
- (5) パラスポーツの普及を通じて障がいのある方への理解が広がっている。

4 計画期間

上位計画である足立運動・スポーツ推進計画の計画期間に合わせて、令和7年度から令和8年度の2年間を計画期間として、障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。



5 進捗管理と見直し

(1) 進捗管理

区、スポーツ関係団体、福祉事業者等が年に1回活動状況を報告し合い、パラスポーツ推進協議会で本プランの進捗管理を行います。

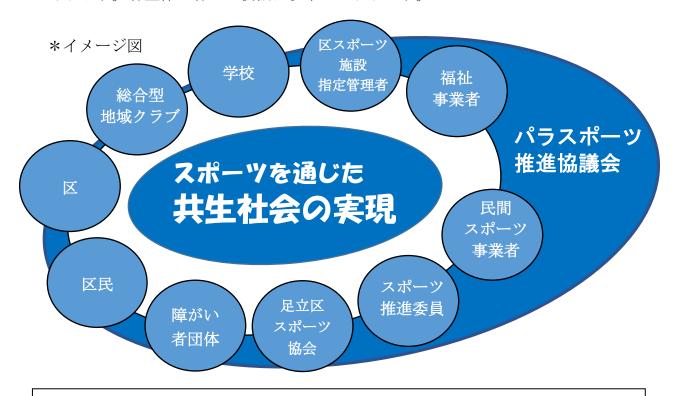
(2) 見直し

令和8年度に「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しを行うため、本アクションプランも同年に見直します。

令和8年度以降については、上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の 見直しに合わせて、4年に1度「事業内容」「重点事業」「目標値」などの施策の見直 しを行います。

6 推進体制

アクションプランの推進にあたっては、障がい特性に応じた運動・スポーツとのかかわりを踏まえつつ、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。各主体の各々の役割は以下のとおりです。



パラスポーツ推進協議会

ア 障がい福祉分野の方や地域の運動・スポーツを支える団体の方、障がい当事者、学識経験者などが専門的知識を持ち寄り、障がいのある方が運動・スポーツをより楽しめる方策を協議し、アクションプランの目指す将来の姿の実現に向けて施策を推進

区

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを「する」「みる」 「ささえる」ことのできる機会の提供
- イ 運動・スポーツに取り組める場づくり、運動・スポーツをささえる人材の育 成
- ウ パラスポーツ推進協議会の運営を通し、パラスポーツ活動の体制を構築・推 進

区民

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを楽しむ中で、障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に寄与

【参考】

障害者基本法第8条では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨定めている。(内閣府:平成29年版 障害者白書より)

公益財団法人足立区スポーツ協会

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、様々な方が幅広くスポーツに取り 組む機会を得られるよう加盟団体への普及啓発

スポーツ推進委員

ア 様々なパラスポーツの競技内容を理解し体験会等を実施

イ 初級パラスポーツ指導員資格を取得し、障がいのある方のスポーツの活動支援

総合型地域クラブ

ア パラスポーツの普及啓発のためパラスポーツを実施する機会づくり

イ 障がいのある方及びパラスポーツの理解を深め、障がいのある方が一緒にスポーツを楽しめる機会の提供

学校

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、地域住民等と交流する機会づくり
- イ 障がいのある方が楽しめるスポーツの情報を保護者等への発信

指定管理者・民間スポーツ事業者

- ア 障がいのある方がスポーツをできる場の提供
- イ 活動により得た知見を各主体に提供し、障がいのある方がスポーツに取り組 むための指導員育成

福祉事業者

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、各主体との交流や連携できるような 機会づくり
- イ 他の主体から得たスポーツに関する情報を障がい者の家族等へ発信

障がい者団体

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、障がいに関する情報を他の主体と共 有
- イ 他の主体から得たスポーツに関する情報を会員等へ発信

第2章 現状と課題

1 これまでと現在の取り組み

【令和4年度まで】

場づくり

相談支援

人づくり

- スペシャルクライフコート障がい 事業所向け運動教室 (R2.11月~)
- スペシャルクライフコート障がい 者個人向け運動教室開始【拡充】 (R4.6月~)

パラスポーツ推進月間事業 (H25~) ● パラスポーツ普及強化期間 イベント

総合型地域クラブ オリパラ機運 醸成事業(H29~)

- 総合型地域クラフ゛オリパラレガシー 事業【事業名変更】(R4.4月~)
- スペシャルクライフコートフェス ティバル (R4.4月)
- <u>ボッチャひろば</u> (R4.6月~)

- あだちスポーツコンシェルジュ窓口相談 (R2.9月~)
- <u>あだちスポーツコンシェルジュ</u> <u>出張相談開始</u> 【拡充】 (花畑学園学園祭にて実施)
- 障がい者施設等へのアウトリーチ (R3.4月~)
- 障がい者施設等へのアウトリーチ 対象施設の増
- 特別支援学校と小・中学校との 交流支援

- 初級障がい者スポーツ指導員 養成講習会 (H27~)
- 初級パラスポーツ指導員養成講習 会
- 障がい者スポーツ指導員勉強会 (R4.5月)

● 地域スポーツミーティング

● パラスポーツミーティング (R4.2月)

【令和5年度】

I パラスポーツの「場」や「機会」の創出

- 障がい者のスポーツ体験・教室・イベント 【拡充】
 - <ボッチャひろば・ライフル教室 年14回実施>
 - <スペッシャルクライフコート障がい事業所向け運動教室 年24回実施>
 - <スペシャルクライフコート障がい者向け運動教室 年20回実施>
 - <スペシャルクライフコートフェスティバル 年1回実施>
- 障がい者施設等へのアウトリーチ(出前スポーツ体験)
- 受け皿となる民間スポーツ事業所の情報収集 【新規】

Ⅱ パラスポーツの支援制度の充実

- 障がい者スポーツ活動助成制度 【新規】
 - <助成金支給 年300件対応>
- あだちスポーツコンシェルジュ<窓口相談 年60件>

Ⅲ スポーツを通じた障がい者理解の推進

- 学校訪問型パラスポーツ体験事業 【新規】
 - <年70回実施>
- 区内特別支援学校と小・中学校との交流支援 <施設や物品の貸出・人材の紹介>
- パラスポーツ普及事業
 - <イベントでのPR活動>
 - <パラスポーツ推進月間事業>
 - <総合型地域クラブオリパラレガシー事業>
- パラスポーツ指導員・ボランティアの育成
 - <初級パラスポーツ指導員講習会 年1回実施>
 - <パラスポーツ指導員勉強会 年1回実施>

Ⅳ パラスポーツの推進体制の構築

- パラスポーツアクションプランの策定着手 【新規】
- パラスポーツ推進協議会の立ち上げ 【新規】

第2章 現状と課題

2 課題と要因

(1) 課題(週1回以上運動・スポーツを行っている方の割合)



障がい者向けのアンケートでは、週1回以上運動・スポーツをしている方の割合が足立区 全体と比較して11.6ポイントも低い。また、全国の障がい者向けのアンケートと比較しても、 足立区の障がい者の運動・スポーツの実施率は7.3ポイント低い。

(2) 要因(現在、運動・スポーツを行っていない理由)

「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査(令和5年1月実施)」から抜粋(資料●参照)

アンケート内容	割合
運動やスポーツをしたいと思わない・好きではない	22.1%
体を動かすことが得意ではない	18.9%
経済的に余裕がない	14.4%
どのような運動やスポーツがあっているかわからない	14.1%
場所や環境がない	13.7%
一緒に取り組む仲間がいない	13.7%
時間的に余裕がない	10.5%
病気や障がいのため	6.2%
医師から止められている	5. 3%
指導してくれる人がいない	5. 3%
移動や準備・後片付けをサポートしてくれる人がいない	4. 4%
施設の受入体制が整っていない	3. 5%
必要な用品や器具がそろえられない	3. 4%
その他	22.8%

運動・スポーツに関心があっても、何かしらの<u>社会的障壁により</u>実施できていない方が多い。

1 施策体系

パ

ラスポ・

ツアクションプランの実践により、

共

生社会が実現

て

い

る

目指す姿(目標)

誰もがパラス ポーツを楽しん でいる

パラスポーツ を行う場が整っ ている

パラスポーツ を支援する人材 が確保されてい る

様々な主体が 連携し、パラス ポーツ活動を推 進している

パラスポーツ の普及を通じて 障がいのある方 への理解が広が っている

現状 課題 要因 ① 必要な用具や器具が揃え られない 個 ② 経済的に余裕がない 别 要 ③ 時間的に余裕がない 障 因 が ④ どのようなスポーツや運動 1) があっているかわからない 者 の スポ ⑤ 場所や環境がない 社 ⑥ 施設の受け入れ態勢が整 実施: っていない 海率が ⑦ 実施場所への移動をサポ 会 ートしてくれる人がいない 低 1) ⑧ 指導してくれる人がいな 要 ⑩ 一緒に取り組む仲間がい ない 因

① 準備・後片付けをサポート

してくれる人がいない

1 施策体系

施策の柱	施策	主な事業 (各事業の詳細はP15参照)
I パラスポーツ 推進体制の構築	1 情報共有・連絡・ 連携体制の構築 2 行動計画の作成	
II 障がいのある 方へのパラスポ ーツの「場」や 「機会」の拡充	 施設(ハード面)整備 サークル活動 (ソフト面)の実施 (クラブチームや民間スポーツクラブなど) 体験会、教室、イベントの実施 	 施設 (ハード面) 整備 既存施設へのユニバーサルデザイン導入(新規) スペシャルクライフコートの点検及び保守(新規) サークル活動 (ソフト面) の実施 スペシャルクライフコート登録団体の利用促進 障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介(新規) 体験会、教室、イベント スペシャルクライフコートフェスティバル パラスポーツ体験会 障がいのある方の運動・スポーツ教室
Ⅲ 障がいのある 方へのパラスポ ーツ支援の充実	1 障がいのある方 への活動支援 2 支援人材の育成	1 障がいのある方への活動支援 ① あだちスポーツコンシェルジュ ② 障がい者スポーツ活動助成制度 ③ 障がいのある方への移動サポート制度(新規) <u>*協議会で検討。</u> 2 支援人材の育成 ① 初級パラスポーツ指導員養成講習会
Ⅳ 健常者へのパ ラスポーツの普 及を通じた障が い者理解促進	1 体験会、イベントの実施2 学習機会の提供	 体験会・イベント スペシャルクライフコートフェスティバル パラスポーツ体験会 総合型地域クラブ オリパラレガシー事業 学習機会の提供 学校訪問型パラスポーツ体験事業

*主な事業のうち、障がいの有無に関係なく参加可能な事業は、複数の施策の柱に該当するため、重複記載しています。

【障がい者理解促進】「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要。(内閣府、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の概要より引用)

2 各施策

【施策の柱I】パラスポーツ推進体制の構築

アクションプランの推進にあたっては、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間 団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組み を進めていく必要があります。

1 情報共有・連絡・連携体制の構築 ★重要施策★

様々な立場の人が知見や意見を共有し、施策に反映する必要があります。また課題解決に向けて地域の各主体が連携し、パラスポーツの普及施策を実践することが 共生社会の実現には必要不可欠であり、その体制を構築することが重要です。

主な事業

- ア パラスポーツ推進協議会の運営
- イ パラスポーツミーティング
- ウ 各活動主体間の情報共有手段の構築と運用(新規)

2 行動計画の作成

今後さらにパラスポーツを普及するためには、機会の提供や活動支援等の施策を体系化し、継続的かつ効果的に実施していく必要があります。策定した計画は、その進捗を管理するとともに、定期的に見直します。

主な事業

ア パラスポーツアクションプランの策定、進捗管理及び見直し

【施策の柱Ⅱ】障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」 の拡充

障がいのある方が運動・スポーツを行うためには、利用に適した設備と継続的に活動 するためのサークルや教室が必要です。

また、障がいのある方に運動・スポーツの楽しさに「気づく」きっかけとなる機会を提供し、運動・スポーツの継続的な活動につなげる必要があります。

1 施設(ハード面)の整備

障がいのある方が安心・安全に活動できるために、既存施設の整備を推進します。具体的には、段差解消、使いやすいトイレやロッカールームの整備、案内番等の表示サインの変更、音声案内、駐車スペースの確保など、どなたでも利用できる施設を目指していきます。

主な事業

ア 既存施設へのユニバーサルデザイン導入(改修時もしくは随時)(新規)

イ スペシャルクライフコートの点検及び保守(新規)

2 サークル活動 (ソフト面) の実施 ★重点施策★

障がいのある方の運動・スポーツ実施率が低い要因の一つとして、共に楽しむ仲間を見つけるのが困難であるという点が挙げられます。

区内の障がいに理解のあるサークル等の実態を把握し、多くの障がいのある方が 身近な場所のサークル活動に参加できるようにします。

主な事業

ア スペシャルクライフコート登録団体の利用促進

イ 障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介(新規)

3 体験会、教室、イベントの実施

障がいのある方が運動・スポーツの楽しさに気づき、継続的な活動のきっかけとなる機会を提供します。障がいの種類や程度に関わらず、安心して参加できる運動・スポーツの体験会や教室を実施します。

主な事業

ア スペシャルクライフコートフェスティバル

イ パラスポーツ体験会

ウ 障がいのある方の運動・スポーツ教室

【施策の柱Ⅲ】障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実

障がいのある方のスポーツ実施率が低い要因として、必要な支援が得られないことが 挙げられています。障がいのある方が、やりたい運動・スポーツをあきらめることがない よう、支援を充実させていきます。

障がいのある方を支える活動の輪が広がることは、共生社会の実現に近づくものといえます。

1 障がいのある方への活動支援

障がいのある方の運動・スポーツ活動の開始や継続に必要な支援を行います。

障害者総合支援法に基づく移動サポートに関する制度はありますが、利用時間に制限があるため、運動・スポーツ活動の実施のために移動サポートが必要な方に対する支援制度を検討します。

主な事業

- ア あだちスポーツコンシェルジュ
- イ 障がい者スポーツ活動助成制度
- ウ 障がいのある方への移動サポート制度の検討 (新規)

2 支援人材の育成

障がいのある方に運動・スポーツの楽しさを伝えるために必要な基礎知識や技術を習得できる講習会を開催します。講習受講者は、地域で障がいのある方の運動・スポーツを支える人材として活動します。また、各体験会やイベント等でパラスポーツの指導を行い、指導スキルの向上を図ります。

主な事業

ア 初級パラスポーツ指導員養成講習会

【施策の柱IV】健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進

パラスポーツは、一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を 工夫されたスポーツであり、障がいのある人のために考案されたスポーツです。パラス ポーツを多様な人が一緒に楽しむことで、健常者への障がい者理解を深める効果が期待 されます。

1 体験会、イベントの実施

障がいの有無に関わらず一緒に楽しめるパラスポーツに触れる機会を提供します。 より多くの方に、様々なパラスポーツを知ってもらうために、年間を通じて気軽に参加できる体験会やイベント等を実施します。

主な事業

- ア スペシャルクライフコートフェスティバル
- イ パラスポーツ体験会
- ウ 総合型地域クラブ オリパラレガシー事業

2 学習機会の提供

パラスポーツを通じて、障がいのある方の立場や日常生活の障壁について知る機会を作ります。特に児童が将来の共生社会実現の担い手となっていくことを目指して、学習機会を提供します。

主な事業

ア 学校訪問型パラスポーツ体験事業

3 各事業詳細 【第4回 協議事項】

- (1) 区、指定管理者、スポーツ推進委員、総合型地域クラブの事業を掲載
- (2) 区主催事業のみ活動指標、目標値を設定

柱I 【パラスポーツ推進体制の構築】

施策1【情報共有・連絡・連携体制の構築】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	パラスポーツ推進 協議会の運営	スポーツ 振興課	様々な立場の人の意見を共有して、パラスポーツの推進の具体的な施策を定めたパラスポーツアクションプランの作成、進捗管理、見直しを行う。
2	パラスポーツミー ティング	スポーツ 振興課	パラスポーツ関係者、障がい福祉関係者が 集い意見交換を行う。 開催ごとにテーマを設定し意見交換を行い、様々な関係者が顔の見える関係性を構築 する。
3	各活動主体間の情報共有手段の構築 と運用 (新規)	スポーツ 振興課	地域のパラスポーツに関する情報を区のホームページに掲載し各活動主体間の情報共有を行う。ホームページの掲載条件などを整備 し運用する。

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
実施回数	会議開催回数	年4回	年4回	年4回
参加者数	ミーティング に参加した延 ベ人数	R6年12月現在 未実施	80人	80人
更新回数	区ホームペー ジの情報を更 新した回数		12回	24回

柱I 【パラスポーツ推進体制の構築】

施策2【行動計画の作成】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	パラスポーツアク ションプランの策 定、進捗管理及び 見直し	スポーツ 振興課	パラスポーツを推進するための具体的な行動計画。「目標の設定」「現状と課題」「具体的な施策」等について定める。 足立区運動・スポーツ計画の見直しに合わせて、4年に1度見直しを行う。

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策1【施設(ハード面)の整備】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	既存施設へのユニ バーサルデザイン 導入(改修時もし くは随時)(新規)	スポーツ 振興課	障がいのある方に既存施設の現地を確認してもらい、施設の改善点の意見を伺う。改善点は、緊急性などを考慮しユニバーサルデザインの導入を検討していく。
2	スペシャルクライ フコートの点検及 び保守 (新規)	スポーツ 振興課	バリアフリー対応の多目的スポーツ施設であるスペシャルクライフコートの異常箇所を早期に発見し、軽微なうちに修繕することにより、利用者が安全に運動・スポーツできる場を維持する。

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
			_	

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
確認回数	障がいのあ る方にスポー ツ施設の現地 確認していた だいた回数		2 回	3 回
点検回数		取組内	容検討中	

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策2【サークル活動(ソフト面)の実施】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルクライ フコート登録団体 の利用促進	スポーツ 振興課	障がいのある方を中心として構成されたスポーツ団体や障がい福祉サービス事業所などに対し、障がいのある方が運動・スポーツを楽しめる施設として、スペシャルクライフコートを紹介し、団体登録及び施設利用を促進する。
2	障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介(新規)	スポーツ 振興課	障がいに理解のあるサークル等の団体の名称、活動場所、活動内容等を一覧で区のホームページに掲載する。掲載する団体の条件などを整備し運用する。

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
施設利用者数	登録団体の利 用における障 がい者の年間 延べ利用者数	R5実績373人	検	討中
掲載団体数	ホームページ に掲載する団 体数	_	検討	· 中

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策3【体験会、教室、イベントの実施】

施策3	【体験会、教室、イベ	マドツ夫旭』	
活動番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルクライフコートフェスティバル	スポーツ 振興課	障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめる年1回のイベント。 バリアフリー対応の多目的スポーツ施設であるスペシャルクライフコートでパラスポーツを身近に感じ、パラスポーツを「みる」「する」「ささえる」ことへの興味・関心を広げる。
2	パラスポーツ体験会	スポーツ 振興課	障がいのある方が運動・スポーツに触れるきっかけをつくるだけでなく、障がいに応じて道具やルールなどを工夫して行うパラスポーツを体験することで障がいのない人も理解を深め、ともに汗を流すことで心のバリアフリー化を進める。
3	障がいのある方の 運動・スポーツ教 室	スポーツ 振興課	障がいのある方が障がいの種類や程度に関わらず、安心して運動スポーツに参加できるよう、個人の特性に合わせた運動・スポーツ(ダンス、サッカー、ライフル射撃など)の教室をスペシャルクライフコートなどで実施する。
4	指定管理者による 障がい者向けプロ グラム	スポーツ 振興課	総合スポーツセンター、平野運動場、スイムスポーツセンター、千住温水プール、東綾瀬公園温水プールで実施している障がいのある方を対象に実施している「ヨガ」や「水泳」などのプログラム

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
 ① 障がい者の 体験参加人数 ② 健常者の体 験参加人数 	各体験の総参加 者集	① 237人 ②2,327人	① 250人 ②2,500人	① 270人 ②2,700人
 参加者数 実施回数 	 各体験の総参加者 1年間の総実施回数 	R5年実績 ①736人 ②1回	検討中	①1,080人②36回
 参加者数 実施回数 	 1年間の教室への総参加者 1年間の教室が変数 	R5年実績 ①784人 ②47回	①860人 ②64回	①900人 ②64回
実施回数	障がい者向けプログラムの年間 実施回数	今年度の予 定数37回	50回	150回

柱Ⅲ 【障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実】

施策1【障がいのある方への活動支援】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	あだちスポーツコ ンシェルジュ	スポーツ 振興課	障がいのある区民が、気軽に運動・スポーツに取り組むことができるよう、相談窓口を設置する。相談支援のみならず、関係機関との連絡調整や障がい者への普及啓発に取り組む。
2	障がい者スポーツ 活動助成制度	スポーツ 振興課	障がいのある区民の方を対象に、運動・スポーツの機会の拡大・スポーツ活動の継続化を目的として、運動・スポーツ活動にあたり生じる経費の一部を助成する。 スポーツ用品の購入代金やサークル等へ所属するために支払う会費、活動場所への移動にかかる交通費などが対象。
3	障がいのある方へ の移動サポート制 度の検討(新規)		取組内容検討中

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
障がい者が運動・スポーツに 気軽に参加で きる事業数	 障がい者が 気軽に参加で きる運動・ス ポーツプログ ラムの提供数 参加者数 	R5実績 ①20 事業 ②9人	検討中	①40事業 ②40人
助成金交付件数	一年間に助成金 を交付した件数	R5実績 235件	300件	_
		取組内容検討	· 中 I	

柱Ⅲ 【障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実】

施策2【支援人材の育成】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	初級パラスポーツ 指導員養成講習会	スポーツ 振興課	日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指 導者制度に基づいた講習会を開催する。受講 修了者のうち希望する方は区の「パラスポー ツ指導員人材バンク」に登録する。
2	支援人材への協力 依頼	スポーツ 振興課	「パラスポーツ指導員人材バンク」登録者 に区主催パラスポーツイベント等のボランテ ィア協力を依頼する。

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
初級パラスポーツ指導員登録者数	講習終了後に実際に資格の登録を行った人数 (累計)	213人	223人	230人
協力依頼件数	支援人材への協 力依頼件数	R5実績 21件	24件	28件

柱IV 【健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進】

施策1【体験会、イベントの実施】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルクライ フコートフェステ ィバル (再掲)	スポーツ 振興課	障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめる年1回のイベント。バリアフリー対応の多目的スポーツ施設であるスペシャルクライフコートでパラスポーツをより身近に感じ、パラスポーツを「みる」「する」「ささえる」ことへの興味・関心を広げる。
2	パラスポーツ体験 会 (再掲)	スポーツ 振興課	障がいのある方が運動・スポーツに触れるきっかけをつくるだけでなく、障がいに応じて道具やルールなどを工夫して行うパラスポーツを体験することで障がいのない人も理解を深め、ともに汗を流すことで心のバリアフリー化を進めます。
3	総合型地域クラブ オリパラレガシー 事業	スポーツ 振興課	誰もが日常的に運動・スポーツをできる場として、各地域の施設を拠点に区民が中心となり自主的・主体的に活動する総合型地域クラブとの連携を通して、身近な場でパラスポーツに触れる機会を提供し、障がい者理解の促進を図る。
4	スポーツ推進委員 によるパラスポー ツ体験会	スポーツ推 進委員	地域における様々な運動スポーツ活動に協力し、指導・助言や普及・啓発を行うスポーツ 推進委員が、地域の団体や学校からの要請を 受けてパラスポーツの体験会などを実施する。

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
 ① 障がい者の 体験参加人数 ② 健常者の体 験参加人数 	各体験の総参加 者を集計	① 237人 ②2,327人		
 ① 参加者数 ② 実施回数 	 ① 各体験の総参加者 ② 1年間の総実施回数 	R5年実績 ①736人 ②1回	検討中	①1,080人 ②36回
回数	パラスポーツ体 験等委託事業の 総実施回数	R5年度 実績 38 回	検言	 十中
	_	_	_	

柱IV 【健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進】

施策2【学習機会の提供】

活動番号	事業名	所管	事業概要
1	学校訪問型パラス ポーツ体験事業	スポーツ 振興課	区内全小学校を対象としたパラスポーツの 体験授業を実施する。単に競技ルールを覚え る授業ではなく、パラスポーツを通じた障が い者理解について学び、児童が将来の共生社 会実現のための担い手となっていくことを目 指す。

活動指標	指標の定義	R 6 現状値	R 7	R 8 目標値
実施回数	全小学校を対 象に実施した 回数	6 7 回	6 7 回	67回

第4章 資料編

1 関係法令

(1) スポーツ基本法

(前文抜粋)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条第5項 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(2) 障害者基本法

(地域社会における共生等) 抜粋

第三条 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、~社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に 定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのつとり、障害者の自立及び 社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施 策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第4章 資料編

2 関連する国等の動向

(1) スポーツ基本法の制定(平成23年)

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」で始まる我が国のスポーツの推進の ための基本的な法律として平成23年に制定されました。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを示し、基本理念の中で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記するなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 第3期スポーツ基本計画(令和4年)

令和4年に、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

同計画では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「スポーツをつくる/はぐくむ」「あつまり、スポーツをともに行い、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要になると考え、特に重点的に取り組むべき施策として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進」を掲げています。

(3) 東京都スポーツ推進総合計画(平成30年)

東京都は「東京都スポーツ推進計画(平成25年3月策定)」及び「東京都障害者スポーツ振興計画(平成24年3月策定)」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための計画として、平成30年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。同計画は「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、都民の誰もが、スポーツを心から楽しんでいることを基本とし、スポーツが諸課題の解決にも大きく貢献している「スポーツ都市東京」の実現を目指すこととしています。その実現のため、スポーツを通じた「健康長寿の達成」「共生社会の実現」「地域・経済の活性化」を具体的な政策目標として掲げ、達成に向けて取り組んでいます。

第4章 資料編

(4) 国際スポーツ大会の東京開催(令和7年)

令和7年(2025年)に「東京2025世界陸上競技選手権大会」、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が決定しました。

世界陸上競技大会は陸上競技におけるオリンピックに並ぶ世界最高峰の大会で、東京が開催地に認定されるのは34年ぶり、日本開催は通算3回目になります。国立競技場をメインに49種目(男子24種目、女子24種目、男女混合1種目)が実施される予定で、みるスポーツとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承することが期待されています。

デフリンピックは、ろう者(英語でデフ「耳が聞こえない」という意味)による国際スポーツ大会で、日本で初めて開催され、足立区では東京武道館にて柔道、空手の2種目が開催されます。大会ビジョンとして「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会と繋ぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現」を掲げています。この大会を契機に、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しめる共生社会への貢献が期待されています。

3 区のスポーツ施設

次回以降まとめます

4 アクションプラン策定の経緯

令和6年度 パラスポーツミーティング実施結果の報告

1 実施日時・場所

令和7年3月18日(火)午後7時から9時

場所:庁舎ホール

2 令和6年度の開催目的

パラスポーツ推進協議会で検討している、パラスポーツアクションプランを実践している、 できないくため、 運動・スポーツ関係者、 福祉施設関係者の情報交換を通じて、 課題の共有、 相互の関係性を構築することを目的として実施します。

3 ミーティングのテーマ

「障がい者の運動・スポーツの機会を増やすために、自分たちができること」

4 プログラム

- (1) 開会のあいさつ
- (2) 過去の経緯と現状の説明
- (3) 3つのグループに分かれてグループディスカッション $(60 \, \%)$

【前半のワークショップ】

- ① 自己紹介
- ② 各自が実現出来たら良いこと付箋に書く。
- ③ 自分が挙げた「実現できたらよいこと」を実現するために、必要なこと、不足していること、ハードルなどを黄色の付箋に書く。

【後半のワークショップ】

- ① 付箋をホワイトボードに貼る
- ② 机を片付けて椅子をもってホワイトボードに集合
- ③ 類似する内容をまとめる。
- ④ 相互に協力できそうなこと、自分が手伝うことが出来ることを話し合う。
- ⑤ グループで2つに絞る
- (4) 話し合い結果の発表
- (5) オランダパラスポーツ専門家のリタ・ファン・ドリエル氏よりアドバイス

5 参加者数 54名

(所属内訳)

障がい者の運動・スポーツ活動運営者	6名
初級パラスポーツ指導員養成講習修了者	3名
総合型地域クラブスタッフ	5名
スポーツ推進委員	5名
運動スポーツ活動者	4名
障がい者施設職員	6名
スポーツ協会役員	5名
パラスポーツ推進協議会委員	7名
スポーツ施設及び地域学習センター職員	13名

6 グループワークで出た意見(一部抜粋)

- (1) 必要な情報が関係者に届いていない。
- (2) 一緒に活動できる仲間や信頼できる仲間をもっと増やしたい。
- (3) 今回のように様々な関係者・支援者が集まってコミュニケーションをとれる機会をもっと増やしたい。

7 パラスポーツ専門家リタ・ファン・ドリエル氏の主なアドバイス (一部抜粋)

- (1) インクルーシヴなスポーツ活動に多くの人を巻き込むのがよい。
- (2) 多くの人が集まれば、コミュニケーションが生まれる。そうすると、各々がもっと いろんな活動をしたいと思うはずである。
- (3) パラスポーツの推進には、課題も多いが、解決策も多いはずである。多くの人が集まり互いに関係性を作ることが大切である。

8 アンケート結果(一部抜粋)

設問	回答	割合
1 グループディスカッションの内容は、ご 自身や所属団体の活動に活かせる内容でし たか。	とても活かせる 少しは活かせる	86%
2 本日のパラスポーツミーティングは、他の 関係者との意見交換や顔の見える関係作り に役立つ内容でしたか	とても活かせる 少しは活かせる	8 5 %
3 次回、同様の企画があった場合にご参加を 希望しますか。	ぜひ参加したい 参加を検討したい	88%

設問4 その他お気づきの点、ご意見、ご感想などがあれば教えてください。

意見の概要	人数
グループディスカッションの内容が業務等に活用することが出来る内容であった。	6名
グループディスカッションのグループの人数が多い。少ない人数にすべき。	4名
グループディスカッションの時間が短い。もっと長くすべき。	3名
リタ氏のアドバイスが参考になった。	3名
名簿の並び順、記載内容、名札を変更すべき。	3名
グループディスカッションの時の声が聞こえにくい。工夫が必要。	2名
当日のみのグループディスカッションでは難しい。事前のアンケート 等が必要。	2名
グループディスカッションでコンシェルジュ担当のことを知ることが 出来て良かった。	2名

その他【一部抜粋】

- ア様々な方に意見や考えを聞ける良い機会だった。
- イ 普段関わることのない立場の人と関わることが出来て良かった。
- ウ 今後もこのようなミーティングがあるといいなと思う。
- エ テーマが大きすぎて具体的な話し合いになっていなかった。時間が足りない。
- オ 年一回のミーティングでは進展が遅い。もっと頻繁にミーティングを行い 一つ一つ実現に向けて具体的にパラスポーツの普及を目指すべき。